信用金庫法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十九号

信用金庫法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第二項、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第四項及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「又は」を「、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は」に改める。

一　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第八条第一項第五号

二　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第十四条第一項第四号

三　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第三条第四号

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　世耕　弘成

金融商品取引法の一部を改正する法律附則第四条の政令で定める日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十号

金融商品取引法の一部を改正する法律附則第四条の政令で定める日を定める政令

内閣は、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十二号）附則第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法の一部を改正する法律附則第四条の政令で定める日は、平成二十九年三月三十一日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

航空法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十一号

航空法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「行う認定」の下に「（国土交通大臣が当該認定のため職員をその地に出張させる必要があると認めるものに限る。）」を加える。

別表第五第二号中「二百十六万二千円」を「百八十万千四百円」に、「百七十一万四千四百円」を「百四十一万五千円」に、「百二十七万七千八百円」を「百五万六千三百円」に、「百二十四万六千七百円」を「百二万五千二百円」に、「百二十四万六千三百円」を「百二万四千八百円」に、「六十四万千円」を「五十万百円」に、「二百三十七万八千六百円」を「二百三十七万八千二百円」に、「百四十六万七千三百円」を「百十三万四百円」に、「六十六万八千百円」を「五十一万二千二百円」に改め、同表第三号中「二百十六万千二百円」を「百八十万六百円」に、「二百十四万五千六百円」を「百七十八万五千円」に、「百七十万二千六百円」を「百四十万三千二百円」に、「百四十万三千百円」を「百四万五千円」に、「百七十万三千百円」を「百四万五千円」に、「六十三万五千百円」を「四十九万四千二百円」に、「二百三十六万六千四百円」を「百七十四万千九百円」に、「二百三十六万六千円」を「百七十四万千五百円」に、「百十九万四千七百円」を「八十九万七千二百円」に、「百二十八万九千九百円」を「九十一万六千五百円」に、「十万三千八百円」を「六万四千五百円」に、「六十五万二千百円」を「四十九万六千二百円」に、「六十五万千七百円」を「四十九万五千八百円」に改め、同表第四号及び第五号中「百十二万三千八百円」を「九十一万八千九百円」に、「九十五万七千百円」を「七十五万三千九百円」に、「七十八万九千百円」を「六十一万九千四百円」に、「七十六万九千七百円」を「六十万円」に、「二十六万八千四百円」を「二十二万六千六百円」に、「九十五万千三百円」を「七十二万四千七百円」に、「八十四万七千八百円」を「六十六万五千百円」に、「四十九万八千百円」を「三十九万五百円」に、「二十八万二百円」を「二十三万八千四百円」に、「二十七万九千八百円」を「二十三万八千円」に改める。

附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三